

## 令和2年第2回市の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録要旨

期日 令和2年2月28日

場所 登別市役所第2委員会室

### 市長挨拶

本日は大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

委員の皆さま方におかれましては、日ごろより国民健康保険はもとより、市政全般につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますこと、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

先ほど、新任の竹中委員に委嘱状を交付させていただきましたが、現委員の皆様とともに、率直なご意見をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

さて、国民健康保険の都道府県単位化から2年を経過しようとしております。事務の標準化や将来的な保険料の統一など、目指すべき姿へ向かうに際しての様々な課題はあるものの、概ね円滑な運営を行えていることは、委員の皆様のご協力によるものと考えております。重ねて厚く御礼申し上げます。

本市の国保財政の状況としましては、2月14日に開催された運営協議会において担当からも報告させていただきましたが、単年度の収支が黒字になる見込みであり、翌年度への繰越財源が一定程度確保できる見込みとなっております。

また、新年度予算につきましては、現行税率を維持できる見込みとなっております。

来年度は、制度移行後3年目となり、北海道国民健康保険運営方針の見直しが行われますが、まだまだ制度の運用面等においては、流動的な部分もあり、様々な点で見直しが行われることが予想されます。

市としましては、こうした見直しによる国保財政への影響を見極めながら、今後も安定運営に努めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、本日の協議会におきましては、令和元年度決算見込み及び令和2年度当初予算（案）の報告のほか、令和2年度における「国民健康保険税の課税限度額の改正」について、諮問させていただきますので、国民健康保険事業の健全運営のため、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

### 諮問

小笠原市長から横尾会長へ「国民健康保険税の課税限度額の改正について」の諮問を行った。

### 報告第2号

「令和元年度国民健康保険特別会計決算見込について」

<事務局>

報告第2号「令和元年度国民健康保険特別会計決算見込について」説明させていただきます。

議案の7ページをお開きください。

令和元年度の決算見込を算出するにあたっての前提としましては、歳入・歳出ともに令和2年1月末時点で確定しているもの以外については、前年度以前の実績や現時点の実績から推計しているものであるため、今後、決算においては、増減が生じることとなります。

また、予算現額につきましても、1月末時点のものとなっております。

それでは、まずはじめに、歳入の主なものについて説明します。

1款の国民健康保険税につきましては、1月末現在の調定額、収納率を前年度決算時及び前年度同期のものと比較し試算した結果、予算現額より約3,900万円多いおよそ8億7,200万円と見込んでおります。前年度決算と比較すると、約3,000万円の減となります。

4款の道支出金につきましては、歳出の保険給付費と同額が交付される普通交付金が保険給付費の執行残に伴い減額となるなど、予算現額から約1億5,800万円減のおよそ39億7,000万円と見込んでおります。

6款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金になりますが、保険基盤安定等繰入金分が増になったものの、人件費・事務費分の執行残などによる減により、予算現額から約1,100万円減のおよそ5億2,200万円と見込んでおります。

7款の繰越金は、平成30年度決算における累積収支3億7,829万1千円となります。

以上、歳入の合計は、予算現額である54億9,680万円に対して、2億5,142万3千円増の57億4,822万3千円となる見込みとなっております。

続きまして、歳出について主なものを説明します。議案の8ページになります。

まず、1款の総務費につきましては、職員の人件費や収納対策事業、医療費の適正化に係る経費となりますが、約1億500万円の執行見込となり、およそ1,400万円の執行残となる見込みです。

次に2款の保険給付費についてですが、1月末現在での実績をもとにした試算で、約38億7,000万円の執行見込となり、およそ1億8,500万円の執行残となる見込みです。前年度決算と比較すると、約6,400万円の減となります。保険給付費につきましては、基本的に年度途中での不足が生じないよう当初からある程度余裕を見る必要があり、例年同程度の執行残は出るものと認識しております。

次に3款の国民健康保険事業費納付金についてですが、令和元年度の確定額が11億7,314万3千円となり、17万7千円の執行残となります。

5款の保健事業費につきましては、人件費をはじめ、脳ドックや短期人間ドック、特定健診委託料などについて執行残が出る見込みであり、保健事業全体でおよそ1,200万円の執行残となる見込みです。

以上、歳出の合計は、予算現額の54億9,680万円に対して、52億3,023万7千円と

なる見込みとなり、歳入から歳出を差し引いた累積収支見込額 8 ページの一番下になります、5 億 1,798 万 6 千円となりまして、これが令和 2 年度へ繰り越される見込みとなります。

また、この累積収支見込額から 7 ページの表中③の繰越金を差し引いた単年度収支見込額は、8 ページの下から 2 段目、1 億 3,969 万 5 千円の黒字となる見込みとなっております。

以上で、報告第 2 号「令和元年度国民健康保険特別会計決算見込について」の説明を終わります。

(質疑・応答なし)

### 報告第 3 号

#### 「令和 2 年度国民健康保険特別会計予算（案）について」

<事務局>

報告第 3 号「令和 2 年度国民健康保険特別会計予算（案）について」説明させていただきます。

議案の 11 ページをお開きください。

まず、はじめに、全体の予算規模についてですが、歳入・歳出ともに令和 2 年度当初予算（案）は、52 億 1,960 万円で、前年度に比べ 2 億 7,720 万円の減となっております。主な要因ですが、後ほど、歳入・歳出別にご説明いたしますが、保険給付費や国保事業費納付金の減によるものとなっております。

では、まず歳入の主なものについてご説明します。

1 款の国民健康保険税につきましては、賦課のベースとなる被保険者の所得、人員数、世帯数につきましては、過去の推移から推計し、令和元年度の税率を据え置き調定額を算出しました。

収納率につきましては、収納率向上の取組を強化することを踏まえ、一般被保険者現年課税分、及び滞納繰越分を令和元年度予算からそれぞれ 0.3 ポイント増の 94.0 パーセント、3.9 ポイント増の 17.6 パーセントとして算出しました。

結果、令和 2 年度当初予算（案）は、8 億 1,745 万 7 千円を計上し、前年度当初と比較し、1,571 万 4 千円の減となっております。

次に 4 款の道支出金ですが、歳出の保険給付費と同額が措置される普通交付金が、保険給付費の減に伴いまして、前年度当初に比べ約 2 億 1,300 万円の減、保険者の事情等を考慮して交付される特別交付金が、旧制度である国特別調整交付金経営姿勢分の減などにより、約 3,200 万円の減となり、道支出金全体で前年度当初予算比 2 億 4,440 万 1 千円減の 38 億 7,809 万 3 千円を計上しております。

次に 6 款の繰入金ですが、保険税の軽減分などを繰入れる保険基盤安定分の減や人件費や事務費分の減により、前年度当初予算に比べ 1,612 万 3 千円減の 5 億 1,651 万 6 千

円を計上しております。

次に歳出の主なものについて説明します。12ページになります。

1 款の総務費については、総務管理費における人件費の減や、特別対策事業費におけるリース料の減、これは、徴収用車両のリース契約の期間終了に伴い一部車両が総務部での集中管理へ移行したことによりリース料が減となっております。これらにより、総務費は前年度当初予算比 415 万 7 千円減の 1 億 1,467 万円を計上しております。

次に 2 款保険給付費ですが、予算規模としましては、ここ数年の被保険者数及び医療費総額の減少傾向を踏まえ、前年度当初予算比 2 億 1,316 万 9 千円減の 38 億 3,704 万円を計上しております。

次に 3 款の国民健康保険事業費納付金ですが、北海道全体の医療費の推計をもとに、各市町村における被保険者の所得水準や医療費水準等に応じて北海道が算出したものとなっております、前年度当初予算比 6,141 万 6 千円減の 11 億 1,190 万 4 千円を計上しております。

次に 5 款の財政安定化基金拠出金ですが、財政安定化基金は災害等の特別な事情により保険料必要額が不足する場合に被災市町村へ交付されるもので、交付の翌々年度に国、道、市町村で拠出することとなっております。令和 2 年度は平成 30 年度の胆振東部地震により被災した自治体に対し財政安定化基金が交付されたことによる市町村の負担分となり、1 万円を計上しております。

次に 6 款の保健事業費ですが、令和 2 年度も引き続き、脳ドックや短期人間ドックの実施、各種がん健診やインフルエンザ予防接種、水中運動教室受講料の助成などを行うとともに、特定健診・特定保健指導に取り組みます。中でも保健指導につきましては、北海道国民健康保険団体連合会が実施する特定健診受診率向上支援共同事業に参加することにより、効果的・効率的な受診勧奨を行い、特定健診受診率の向上を目指すほか、従来の特定保健指導対象外となった生活習慣病リスク保有者への保健指導に加え、糖尿病性腎症重症化ハイリスク者に対する保健指導を引き続き実施することとしております。予算額につきましては、前年度当初予算比 158 万 2 千円増の 9,756 万 5 千円を計上しております。

以上で、報告第 3 号「令和 2 年度国民健康保険特別会計予算（案）について」の説明を終わります。

#### <委員>

令和元年度の国民健康保険税の決算見込みが約 8 億 7,000 万円で、予算よりも 3,900 万円程増ということですが、令和 2 年度予算では約 8 億 1,000 万円で決算見込み額より 5,500 万円くらい減となっております。決算見込みと予算の関係はどのようになっているのでしょうか。

#### <事務局>

被保険者数自体が令和2年度については減少する見込みなので、それに伴い国民健康保険税の収入も減少する見込みとなっております。

<委員>

令和元年度の予算と決算見込みで約3,900万円増えた要因はどのようなことですか。

<事務局>

滞納繰越分で収納率が見込みよりも上がっているのが影響しています。

<委員>

令和2年度予算ではその分は見込まないのですか。

<事務局>

令和2年度予算においても上がった収納率で予算計上しておりますが、被保険者数の減少や滞納額の減額が影響しており、全体の額が減少しています。

予算上の収納率は、収入を確実に確保するため安全圏で考えて計上しておりますので、予算よりも決算が増えている結果となっております。

## 議案第1号

### 「国民健康保険税の課税限度額の改正について」

<事務局>

議案第1号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」説明させていただきます。

議案の14ページ、課税限度額の推移表をご覧ください。

令和2年度の課税限度額について、国では基礎課税分の法定限度額を現行の61万円から2万円引き上げ、63万円に、介護納付金分を現行の16万円から1万円引き上げ、17万円とする改正が行われる予定です。

本市におきましては、平成29年度以降、法定限度額と一致させている状況にあり、納付金算定上においても、課税限度額は、法定限度額で設定されているため、限度額を引き上げない場合、制度上は財源不足が生じることとなりますので、今回の国の引き上げと同じタイミングで同額を引き上げたいと考えております。

なお、課税限度額を引き上げた場合の年間調定額への影響につきましては、平成31年4月1日現在の加入者をもとに試算したところ、約140万円の増額が見込まれます。

また、軽減判定所得の算定において被保険者数に乗ずる額についても、5割軽減を28万円から28万5千円、2割軽減を51万円から52万円へ引き上げる改正が予定されていることから、市条例においても同様の改正を行います。

説明は以上です。

(質疑・応答なし)

<議長>

「国民健康保険税の課税限度額の改正」への諮問について、決をとらせていただきます。賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成の方が挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」は原案のとおり可決されました。

その他

「国民健康保険税の収納状況について」

<事務局>

16ページから18ページの資料5、国民健康保険税の収納状況について、ご説明いたします。

まずは、(1)、過去3か年度の現年度分と滞納繰越分の収納率について、室蘭市と伊達市の状況を交えながら、ご説明いたします。

本市の収納率は、現年度分、滞納繰越分共に、年々増加しておりますが、平成30年度は、現年度分、滞納繰越分共に、道内34市の平均を下回り、順位は、現年度分が27位、滞納繰越分が29位となっております。

また、室蘭市と伊達市の収納率は、現年度分が、室蘭市、伊達市共に道内34市の平均を上回り、順位は室蘭市が16位、伊達市が14位となっており、滞納繰越分が、室蘭市、伊達市共に道内34市の平均を下回り、室蘭市が23位、伊達市が17位となっております。

次に、(2)、令和元年度の収納状況について、でございますが、

現年度分は、前年度と比較して、調定額3,630万3千円の減少に対して、収納額が1,276万5千円減少し、収納率は1.5パーセントの増加となっております。

また、滞納繰越分は、調定額5,041万7千円の減少に対して、収納額が470万7千円増加し、収納率は3.6パーセントの増加となっております。

続きまして、次のページ、国民健康保険税の収納に関する取組について、ご説明いたします。

まずは、(1)納付方法別の収納状況について、でございますが、

口座振替の割合は、前年度と比較して、若干減少しておりますが、依然として、全体の約30パーセントを占めており、最も高くなっております。なお、コンビニ納付と特別徴収の割合は前年度と比較して増加しており、臨戸徴収の割合は減少しております。

今後も、口座振替の利用による納期内の納付の推進を図るため、口座振替の利便性の周知と利用の勧奨に取り組んで参ります。

次に、(2) 収納対策に係る取組について、でございますが、

今年度は、4月、7月、10月、1月に、催告書の送付と、夜間及び休日納税相談窓口の開設を行っております。

直近では、令和2年1月に678通の催告書を送付しており、1月23日(木曜日)と1月24日(金曜日)の夜間には4名、1月25日(土曜日)の休日には11名の滞納者が納税相談窓口を利用しております。

また、電話と自宅訪問等による納税の催告、折衝につきましては、催告書を送付した月の翌月などに、随時、行っております。

次に、(3) 納税の催告に応じない者等に対する取組について、でございますが、

昨年度と同様に、①短期被保険者証の交付、②被保険者証返還措置及び被保険者資格証明書の交付、③滞納処分を行っております。

①は、原則、保険税の窓口において納税相談を行った後に、有効期限が通常の1年よりも6月の範囲で短い被保険者証を交付する取り組みであり、令和2年1月31日現在においては、166世帯が対象となっております。

②は、長期の滞納がある者で、納税相談に応じようとしなない者等に対して、被保険者証の代わりに、一旦、医療費が全額自己負担となる資格証明書を交付する取り組みであり、令和2年1月31日現在においては、43世帯が対象となっております。

③は、滞納となった保険税を強制的に徴収する取り組みであり、令和2年1月31日現在においては、170件の差押えを実施しております。

差押件数の内訳といたしましては、預金の払戻請求権が136件、その他、生命保険金及び解約返戻金の支払請求権、所得税及び道税還付金の支払請求権、給与の支払請求権が合計34件となっております。

今後も、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、収納対策に係る取り組みと、①から③の取り組みを実施するとともに、現年度分の未納に対する更なる徴収強化を進めて参りたいと考えております。

国民健康保険税の収納状況についてのご説明は以上となります。

#### <委員>

臨戸徴収は、嘱託徴収員の自宅訪問等による徴収と記載がありますが、納期までに納めない方たちに対して行う徴収行為という理解でよろしいですか。

#### <事務局>

基本的にはそうです。直接臨戸徴収というよりかは、催促等を行いきる限り自分で納めるように指導していくという方向で行っておりますが、訪問しなければ納めないという方もいるのでその場合に臨戸徴収を行っているという形になります。

<事務局>

課税限度額の引き上げの関係で補足説明となります。税収の増で140万円程度と説明させていただきましたが影響する世帯数が55世帯というように試算しております。全世帯数がおよそ6,600世帯なので、全体の0.8パーセントに影響があると考えております。被用者保険の方では、全体の被保険者数の1.5パーセントになるように上限額が設定されております。国保では上限額に達する数は、国全体で見れば2パーセント程度ということで、1.5パーセントに追いついていないことから、被用者保険の数値に近づけるため上限額を上げていっている流れがございます。

ただ、市町村側としましては上限額が跳ね上がるだけでは苦しい旨申出はしておりますが、基本的に国の方ではそのルールで行うこととなっておりますので、市としてはそれに従って行わざるを得ない状態となっております。